

1、六月一日十日給料未拂額 一一四圓九八  
2、積立金の元利等事業主より支拂はしむる様申出づると共に、一方事業主の強硬態度に抗争すべく總同盟日本石炭坑夫組合に援助を求めたので同組合に於ては豫めて飯塚市内に於ける自動車従業員を糾合して交通労働組合を組織せんとすの意圖を有してゐたので右求援に願して組合事務所を争議團事務所に提供し積極的に乗り出すことゝなつた。

而して同組合幹部佐岡正重は十五日事業主に會見し其の意圖を聴取し來り次の要求書を作成し翌十六日代表者をして持参せしめたるも不在の爲更に之を郵送したたところ返送されたので大いに激昂しアジビラ、傳單或は聲明書等を以て果敢な闘争に出づることゝなつた

○要求書

- 1、全員復職
  - 2、減給絶對反對
  - 3、退職手自由下宿
  - 4、公休日の制定
  - 5、深夜の修繕撤廢
  - 6、公用出張費の全額負擔
  - 7、附帯條件、争議中の費用並に日給全額事業主の負擔とす
- かくて争議團體は日本石炭坑夫組合の應援を受け事業主の強硬態度に對し愈々持久戦を覚悟し團員各自より争議資金を繰出し、一面飯塚市を中心とする乗合自動車二三營業者の従業員三五〇余名の同情を得んことに努めたので、萬一争議の全般に波及せんか軌道の交通網を形成せる同種事業の大問題となるので一般營業者の警戒亦甚しく、就中姉妹自動車（飯塚八幡間赤バス）責任者宮崎龜次郎氏は同じく赤バスを使用し居る關係上、誤解を受け迷惑を感ずるところより調停に立たんとしたるも事業主の強硬態度に依り拒絶されたのである。